

募集要項に係る質問に対する回答書

令和4年9月6日

成田浄化センター整備事業【募集要項】に係る質問について次のとおり回答します。

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------|----|---------------------------|---|--|
| 1 | 入札説明書 | 3 | 第2章 本書の位置づけ | 実施方針時の回答について、募集要項の規定と異なる点がない場合は有効と考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 2 | 入札説明書 | 3 | 第2章 | 募集要項と実施方針、実施方針に関する質問回答との間に異なる点がある場合、募集要項の規定が優先するとありますが、募集要項①～⑨における優先順位もご教示願います。 | 募集要項の優先順位は次のとおりとします。 1.⑧⑨契約書(案)、2.⑦基本契約書(案)、3.募集要項に関する質問・回答、4.②③要求水準書、5.①入札説明書、6.⑥基本協定書、7.実施方針に対する質問・回答、8.実施方針、9.事業者技術提案書(⑦様式集) |
| 3 | 入札説明書 | 4 | 第3章 事業の概要 4. 事業の目的 | 本事業の公告資料が掲載されている「施設整備の方針」において「将来の施設整備を踏まえた周辺公共施設との一体的な整備」とありますが、将来的に想定されている公共施設があれば、ご教示願います。 | 将来の汚泥再生処理センター再整備を踏まえ、効率的かつ効果的な整備としています。 |
| 4 | 入札説明書 | 8 | 第4章 2. 事業者の募集及び選定スケジュール | 運転・維持管理業務委託契約の締結時期の明示ありませんが、建設工事請負契約の締結と同じ時期に運転・維持管理業務を行う構成企業及び代表企業と契約を締結し、SPCを設立した時点で承継する事という理解でよろしいでしょうか。 | 落札者決定後、基本協定、基本契約を締結し、議会承認後建設工事請負契約を締結します。その後建設工事期間中に設立されたSPCと運転・維持管理業務委託契約を締結します。 |
| 5 | 入札説明書 | 10 | 第4章 4. 入札参加手続き等 (2) | 要求水準書への質問において、入札参加者独自のノウハウに関わる部分について、成田市様が妥当と判断された場合には個別で回答をいただくことは可能でしょうか。 | 企業ノウハウに関わる回答であると判断される場合には対応します。ただし、公表することを原則とします。 |
| 6 | 入札説明書 | 13 | 第4章 4. 入札参加手続き等 (15) | 「入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。」とありますが、設計・建設業務、運転・維持管理業務のそれぞれに予定価格が設定されており、そのどちらかを超えた場合でも失格となると理解してよろしいでしょうか。 | 予定価格を超える失格判断は、設計・建設業務、運転・維持管理業務の合計した価格で判断します。 |
| 7 | 入札説明書 | 14 | 第4章 5. 入札参加にあたっての留意事項 (4) | 入札公告9. 入札辞退に「入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出すること。」とありますが、入札辞退は開札まで可能と理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 8 | 入札説明書 | 17 | 第4章 6. 入札参加資格要件 (2)②イ | 経験がある技術者とは、担当技術者としての配置経験も含まれると理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|---------|----|-------------------------|--|---|
| 9 | 入札説明書 | 17 | 第4章 6. 入札参加資格要件 (2)②イ | 監理技術者に関して、契約の当初より製作期間(非専任)と工事期間(専任)に分けて、それぞれ異なる技術者を配置可能と考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 10 | 入札説明書 | 18 | 第4章 6. 入札参加資格要件(2)③ウ | 必要な有資格者の配置について(a)～(f)の資格が記載されておりますが、要求水準書【運転・維持管理業務編】P22 第2章2節1.(1)⑦では、クレーン・デリック運転士が追記されています。この資格は、資格者が必要な設備がある場合に配置するものと理解し、基本的には(a)～(f)の資格者の配置と理解してよろしいかご教示願います。 | お見込のとおりです。 |
| 11 | 入札説明書 | 20 | 第4章 7. 技術提案書提出書類(1)③ | 事業計画書に記載する変動費単価は入札価格に影響するため、技術提案提出書類ではなく入札提出書類として提出してもよろしいでしょうか。または、技術提案書提出時点では参考資料としての扱いであり、入札時に改めて提出することは可能でしょうか。 | 入札提出書類として提出してください。ただし、技術提案書には参考資料として添付してください。 |
| 12 | 入札説明書 | 20 | 第4章 7. 技術提案書提出書類(1)② | 様式第9-1号から様式第9-14号に記載した提案内容の根拠となる添付資料がある場合は、様式第9-14号の後ろに纏めて提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 13 | 入札説明書 | 20 | 第4章 7. 技術提案提出書類 | 全体配置図に(緑化の範囲および緑化率算定含む)と記載がありますが、緑化の範囲とは、本工事で新設する緑化の範囲との理解で宜しいでしょうか。また緑化率を算定するにあたっての敷地面積は約18,431㎡となるのでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 14 | 入札説明書 | 20 | 第4章 7. 技術提案提出書類 | 入札説明書P.20 技術提案提出書類における④提案書参考資料と各項目の名称や順序が異なっていますが、要求水準書記載の内容を正としてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 15 | 入札説明書 | 21 | 第4章 7. 技術提案書提出書類(6) | ①～④の提出物について、様式第9号関係の①～③と、様式第10号の④の2つに分けて、提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | 1冊としてインデックスによる分類、または2冊の分冊形式でも可とします。 |
| 16 | 入札説明書 | 21 | 第4章 7. 技術提案書提出書類(6) | 電子データの提出に関して、データ容量によりCD-Rに記録できない場合はDVD-R等その他記憶媒体での提出も可能でしょうか。 | DVD-Rでの提出も可能とします。 |
| 17 | 落札者決定基準 | 7 | 表2 | 地域貢献に関して、市内企業及び地元企業は、成田市内に本店又は本社がある企業であり、県内企業は千葉県内に本社があり、成田市内に支店又は営業所がある企業と理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 18 | 落札者決定基準 | 9 | 3 総合評価の方法 (7)入札価格の定量化評価 | 定量化限度額の算出方法にあたっては、「成田市低入札価格調査制度実施要綱」の第3条(1)が適用されると理解してよろしいでしょうか。 | 「成田市低入札価格調査制度実施要綱」と同様の算出としています。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|----------|---|------------------------------|--|---------------------------------------|
| 19 | 落札者決定基準 | 9 | 3 総合評価の方法 (7) 入札価格の定量化評価 | 価格点の算定にあたって、設計・建設業務及び運転・維持管理業務の入札価格の合算値を以て、評価されると理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 20 | 様式集 | | 様式2 成田浄化センター整備・運営事業構成企業一覧 | 所在地、商号又は名称、代表者は、入札参加申請をしている支店・営業所名とし、担当者については本社等に籍を有する者でもよろしいでしょうか。 | 可能です。 |
| 21 | 様式集 | | 様式4 添付書類 | 会社移転に伴う住所変更があり、一部最新版の書類が提出できない可能性がございます。その場合には、移転前の書類を提出し、後日、差し替える対応は可能でしょうか。 | 提出書類に「移転先住所」等を張り付けるなど表示したものとしてください。 |
| 22 | 様式集 | | 様式4 添付書類 | 納税証明書(直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書)の写しは、直近1年分でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 23 | 様式集 | | 様式9 技術提案書・事業計画書 | 技術提案書の様式において、必要事項が記載されていれば、視認性を損ねない範囲で、余白範囲の変更及び図枠の装飾等の工夫は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 可能とします。 |
| 24 | 様式集 | | 様式9-15-④ | 「大規模維持補修費」は、要求水準書【運転・維持管理業務編】P.33に記載の「大規模修繕工事」と読み替え、運転期間中に発生しない場合は、計上不要と考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 25 | 様式集 | | 様式9-15-④ | 収入+SPC費用=費用+損益(収入-費用)=費用合計と理解してよろしいでしょうか。また、固定費及び変動費の細目等については、落札者決定後に貴市と協議できるものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 26 | 基本契約書(案) | 3 | 第7条 1 | 別紙6の保証書については、SPC設立時に提出することでよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 27 | 基本契約書(案) | 7 | 第7条 2 | 「損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証」は、「委託契約の残期間に係る委託費用の総額の10分の1に相当する金額又は委託契約の各事業年度において適用される委託費用の当該事業年度における総額の2分の1に相当する額のいずれか大きい額(以下「保証上限額」)とありますが、運転・維持管理業務委託契約書第14条第2項には、「履行保証は、常にこの契約の契約金額の10分の1以上としなければならない。」とあります。 「違約金支払義務の履行の保証」を「履行保証」同義と考えれば、基本契約第7条第2項を優先すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりですが、基本契約第7条第3項についても提出が必要となります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------------------|----|-----------------------|--|---|
| 28 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 2 | 第4条 本業務の委託 | 「乙は、本業務以外の業務に従事してはならない。」とありますが、所属している会社が開催する業務効率向上のための研修・会議等については、対象とならないとの認識でしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 29 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 3 | 第14条 契約の保証 | 履行保証保険契約は、保証事業会社と締結してもよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 30 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 3 | 第14条 契約の保証 | 契約の保証額は、毎年契約額の10分の1以上と理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 31 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 4 | 第14条 契約の保証 | 「履行保証は、常にこの契約の契約金額の10分の1以上としなければならない。」とありますが、基本契約第7条第2項には、「損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証」は、「委託契約の残期間に係る委託費用の総額の10分の1に相当する金額又は委託契約の各事業年度において適用される委託費用の当該事業年度における総額の2分の1に相当する額のいずれか大きい額(以下「保証上限額」)」とあり、これを「履行保証」と同義と考えれば、基本契約第7条第2項を優先すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりですが、具体的には協議により決定します。 |
| 32 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 5 | 第20条 新技術等への対応 3 | 新技術導入のための「検討費用負担」は乙となっておりますが、新技術のメリットが明らかになった際、新技術「導入費用」は甲による負担としていただけたとの認識でよろしいでしょうか。導入費用負担が乙となった場合は、導入費用を賄えるインセンティブを委託費の減額分から頂けると考えてもよろしいでしょうか。 | お見込のとおりですが、具体的には協議により決定します。 |
| 33 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 9 | 第27条 人員の確保 | 「乙が再委託する事業者が雇用する従業員の業務における従事期間は、連続して2年間以上」とありますが、本業務に配置する従業員が対象であり、消防設備点検等の業務委託については対象外との認識でしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 34 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 11 | 第34条 (廃棄物の受入) 6 | 「委託費の総額の●パーセントに」の●部分の数値を確定して下さい。 | 物価変動幅と同等の3%とします。 |
| 35 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 11 | 第34条7 | 計画性状値の範囲とは、要求水準書第2章第1節「2.計画し尿等性状値」に示す値とありますが、要求水準書【設計・建設業務編】第2章第3節に示される性状と理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 36 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 12 | 第34条 廃棄物の受入 13 | 「本条につき、甲が搬入し尿等の性状を保証したものと解してはならない」とありますが、同条1項に「甲は本件施設での計画性状値以内の廃棄物について甲の責任と費用において～」とあるように、計画性状値の範囲を逸脱した場合に発生した追加費用は、甲の負担としていただきたくご検討願います。 | 質問No.34に関連。計画性状値を逸脱したし尿等の処理にかかる費用については、処理期間、追加費用を明確に算定した資料により協議の上決定することになります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------------------|----|-----------------------|--|--|
| 37 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 14 | 第41条 乙の検査 | 「定期的に本件施設の検査を行うものとする」とありますが、施設の定期点検、法定点検等のことでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 38 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 16 | 第45条4 | 施設の補修又は更新を行う場合は、補修又は更新の実施60日前までに計画書を提出し、確認を受けるとありますが、突発的な緊急補修や軽微な補修はこの規定にはよらないとの理解でよろしいかご教示願います。 | お見込のとおりですが、補修理由、補修内容等は書面にて提出頂く必要があります。 |
| 39 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 23 | 第63条 | 契約終了後2年以内に大規模修繕が必要となった場合費用相当額を損害賠償請求できるとありますが、57条において運転性能確認書提出することになっておりますので、運転性能確認書で確認した項目において大規模修繕(不可抗力を除く)が必要となった場合にこの規定が適用される理解でよろしいかご教示願います。 | お見込のとおりです。 |
| 40 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | 23 | 第63条 (契約終了後の大規模修繕) | 大規模修繕とは、主要設備(脱水機等)の更新、水槽防食が該当すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 41 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙4 1.委託費の構成と算出方法 | 薬剤費について、薬種毎に固定費と変動費に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡に関わらず交換・補充が必要となる薬種(脱臭用活性炭・消臭剤等)については、固定費に分類すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 42 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙4 1.委託費の構成と算出方法 | 電気料金(従量料金)について、設備毎に固定費と変動費に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡に関わらず電力使用が必要となる建築設備等については、固定費に分類すると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 43 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙4 3.(1)⑤ | 「当該年度の消費者物価指数を基に」とありますが、評価指標(インデックス)は、要求水準書p39別紙2 委託料(2) ⑧表-3を正と考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 44 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙4 | 「事業計画書における金額及びその計算根拠」とありますが、変動費単価を含めて、それらを明示するために、令和14～22年度までのし尿等の将来処理量の数値を御教示願います。 | 文末に添付します。 |
| 45 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙4 | 「変動要素の見直しに関して、固定費及び変動費単価のそれぞれごとに1年当たりにつきプラスマイナス3パーセントの許容範囲」とありますが、要求水準書p39別紙2 委託料(2) ⑧表-3 燃料費の見直し(変動幅は統計動向±10%、電気料金の見直し(変動幅は改定毎(±0%)とあるので、これらは要求水準書を優先するものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------------------|----|--------------------------------|---|--|
| 46 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙4 | 「初回は初期値に対して」とありますが、運営の初年度は令和7年10月ですので、委託料の第一回目の改定時期は令和6年9月と考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 47 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙5 | 違約金に関する保証書の提出期日は、運転・維持管理業務委託契約書の締結期日と同日と考えてよろしいでしょうか。 | 運転・維持管理業務委託契約書に添付して提出するので、お見込の通りです。 |
| 48 | 運転・維持管理業務委託契約書(案) | | 別紙6 | 損害賠償債務に関する保証書の提出期日は、運転・維持管理業務委託契約書の締結期日と同日と考えてよろしいでしょうか。 | No.47と同様、お見込の通りです。 |
| 49 | 要求水準書【設計・建設業務編】 | 6 | 第1章 第2節 5. 立地条件 オ | ”施設からの排水を既設水路へ排水”とありますが、取合点は既設調整池北西側にある既設放流口でしょうか。取合点の変更は可能でしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 50 | 要求水準書【設計・建設業務編】 | 16 | 第1章 第10節 1. 基本設計図書 (3)図面 | ウ フローシート(工程別)について、配管口径・材質、弁類仕様などの詳細仕様の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 51 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 19 | 不可抗力 | 不可抗力に関するリスク分担は、運転・維持管理業務委託契約書(案)第53条に従うという理解でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 52 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 37 | 表-2 変動費の支払い対象 | 搬入量の多寡によって使用量の変動する薬剤費を変動費として計上してもよろしいでしょうか。 | 質問No.41に関連。薬剤費に関しては活性炭を除きできるだけ固定費で考えてください。 |
| 53 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 38 | 別紙2 | 「委託料の改定」につき、「改定」と「改訂」が混在していますが、「改定」に統一するものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 54 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 38 | (3)委託料の改定等 | 委託料について第一回目の改定で 사용되는比較対象は、令和4年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)としてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 55 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 別紙2 | 「毎月勤労統計調査地方調査結果(月報)」「所定内給与(事業所規模5人以上)【千葉県】」とありますが、「毎月勤労統計調査地方調査結果(千葉県の賃金、労働時間及び雇用の動き)」の各月の「1.平均賃金の動き(事業所規模5人以上)産業別の給与額(事業所規模5人以上)調査産業計」と読み替えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------------------|----|---------------|--|---------------------------------------|
| 56 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 別紙2 | <p>運転・維持管理業務委託契約書別紙4 変動費Ⅱ1.(2)②の運転管理費には、電気料金(従量料金)、ガス料金、燃料費、油脂類代、上水道代、通信料、薬剤費、副資材費、消耗品費、その他変動的な経費が含まれると理解していますが、これらの委託料見直しの基準も固定費Ⅱの運転管理費と同様に「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」とするのでしょうか。</p> <p>この内、電気使用料金は、表-3下段の電気料金を適用し、「水道料金」は表-3下段の水道料金を適用し、「ガス料金、燃料費」は表-3下段の燃料費を適用すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、薬剤費の基準としてはより物価変動に適した「消費税を除く国内企業物価指数/無機化学製品」【日本銀行調査統計局】などを基準にさせていただくことはできませんでしょうか。そしてその見直し(変動)幅も指標±3.0%と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>また、「国内企業物価指数」は2022年度時点での公表は2020年基準が最新なので当面はそれを用いるという考えでよろしいでしょうか。</p> | 「国内企業物価指数」の総平均によらず、項目毎での変動とすることは可能です。 |
| 57 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 別紙2 | 電気料金、水道料金の見直し(変動)幅に「改定による」と記載がありますが、見直し(変動)幅は±0%であると考えるよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 58 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 別紙2 | 水道料金の基準は「成田市上下水道基本料金使用料金」とありますが、「千葉県営水道の水道料金表」を使用すると考えてよろしいでしょうか。 | 「成田市上下水道 基本料金使用料金」としています。 |
| 59 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 別紙2 | 水道の使用料金の基準は「提案書で計算している使用量に基づく使用料金(各使用量毎の単価に各使用量を乗じて積算した金額)」と考えるよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 60 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 別紙2 | 燃料費の基準に「石油製品価格調査」【経済産業省資源エネルギー庁】とありますが、使用目的は汚泥運搬車の場合、該当する項目として「軽油、千葉県」を採用すると考えるよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 61 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 表-3 委託料見直し変動幅 | 委託料見直しの指標は全て「消費税を除く」指数と考えるよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 62 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 表-3 委託料見直し変動幅 | 委託料見直しの指標は、発注者と受注後の契約交渉時に協議・見直しを行うことができると理解してよろしいでしょうか。 | 初回改定までは現行指標とします。 |
| 63 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 表-3 委託料見直し変動幅 | 電力の使用料金には、燃料費調整額単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価等も含まれます。そのため、上記の国及び関係機関によって変動がある場合も、毎年改定されるという認識でよろしいでしょうか。 | 電力会社の規定によります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------------------|----|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 64 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】 | 39 | 表-3 委託料見直し変動幅 | 契約締結後、各指標の変動の適用が、著しく実態と乖離した場合は、発注者と受注者は協議を行い、使用する指標を見直すことができるとしてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりですが、具体的には協議により決定します。 |
| 65 | 入札説明書 | 5 | 5. (5)都市計画事項等 | 建設予定地は「市街化調整区域」に該当しておりますが、都市計画法第29条許可申請の不要など、建築許可の協議は市内部で済んでいると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 66 | 入札説明書 | 5 | 5. (5)都市計画事項等 | 用途地域指定は「汚物処理場として都市計画決定」と記載ありますが、その決定範囲は、要求水準書添付資料-2 現況測量図の赤囲い線と同じと考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 67 | 入札説明書 | 5 | 5. (5)都市計画事項等 | 成田市において「汚物処理場」は、成田市開発行為等指導要綱の対象に該当しますでしょうか。(設計、許認可工程検討のため) | 「汚物処理場」に関わらず、公共施設であることから準拠は求められません。 |
| 68 | 入札説明書 | 5 | 5. (5)都市計画事項等 | 成田市において「汚物処理場」は、景観法に基づく協議および届出等の対象に該当しますでしょうか。(設計、許認可工程検討のため) | 「汚物処理場」に関わらず、公共施設であることから準拠は求められません。 |
| 69 | 入札説明書 | 5 | 8. (2) 運転・維持管理業務 | 設計・建設業務範囲の吉倉管理組合棟、車庫・倉庫棟は、維持管理業務範囲(警備など)でしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 70 | 入札説明書 | 6 | 9.(2) 運転・維持管理業務費 | 「本市は、本事業の運転・維持管理業務の委託費としてサービス対価を支払う相手方はSPCとなる」について、SPCが協力企業等に当該対価を支払い、その支払額に応じたサービス対価を貴市がSPCに支払うという解釈でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 71 | 入札説明書 | 6 | 9.(2) 運転・維持管理業務費 | 要求水準書【運転・維持管理業務編】別紙2に記載あります「固定費は業務期間にわたって平準化した費用のことをいう」について、事業年度によってはお支払いいただく委託費を実際の費用が大きく上回り、SPCや構成企業にとって財政面で過大な負担となり、事業の安定性に支障を来す可能性があります。平準化に向けて事業者が創意工夫することを前提に、固定費の年度毎の変動を認めていただくことでよろしいでしょうか。 | お見込のとおりですが、具体的には協議により決定します。 |
| 72 | 入札説明書 | 6 | 9.(2) 運転・維持管理業務費 | 変動費の項目について、その使用量が処理対象物量に左右されない項目は、提案時において固定費として提案してもよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 73 | 入札説明書 | 17 | 6. (2)②本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 | 「オ 本件施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的技術を有していること」、「水処理方式に関しては…」とありますが、参加表明時にはそれぞれを証明するための資料の該当箇所を抜粋して提出すればよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-------|----|------------------------------|---|--|
| 74 | 入札説明書 | 18 | 6. (2)③本件施設の運転・維持管理業務を行う者の要件 | 運転・維持管理業務を行う要件として少なくとも1社は要件をすべて満たすこととありますが、運営企業を複数で構成する場合、1社は全ての要件を満たすとし、他の運営企業の構成員も少なくとも1つは要件を満たさなければならないのでしょうか。 | 複数の構成員による運営企業の場合、全ての要件を満たす構成員1者がいれば、他構成員の指導ができるものと見なします。 |
| 75 | 入札説明書 | 18 | 6. (2)③本件施設の運転・維持管理業務を行う者の要件 | 「(c)危険物保安監督者、危険物取扱者」について、いずれかの資格者を配置すれば(c)の要件を満たすと解釈してよろしいですか。 | 両方が望ましいですが、少なくとも危険物取扱者(乙種4類以上)は必要と考えます。 |
| 76 | 入札説明書 | 18 | 6. (2)③本件施設の運転・維持管理業務を行う者の要件 | 「※運転に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、所長、副所長及び各班長となる人員を適宜配置し」について、組織体制については、事業者の提案としてよろしいですか。 | お見込のとおりですが、提案に対して協議する場合があります。 |
| 77 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | 「② 技術提案書【様式第 9-1 号から第 9-14 号】」について、文字の大きさ等の指定はありますでしょうか。 | 特に指定はありませんが、データ上の変倍ではなく、紙面上で見易いものとしてください。 |
| 78 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | ④ 提案書参考資料において、運営管理業務委託に関する提案仕様書が求められていませんが、提出は不要でしょうか。 | ご提案(ご提出)ください。 |
| 79 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | 「ク その他指示する図書」とありますが、現時点で提出が求められる図書をご教授ください。 | 「斜面安定計算書」、「低床トレーラー軌跡図」、「既設汚水処理計画書(工程表含む)」、「防災時行動計画書」等を検討しています。 |
| 80 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | 提出図書の電子データ(CD-R)について、1枚のCDに正・副の各データを保存したものを提出すればよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 81 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | また、CD-Rに格納しきれない容量の場合はDVD-R等で提出してもよろしいでしょうか。 | DVD-Rでの提出も可能とします。 |
| 82 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | 全体配置図(緑化範囲及び緑化率算定含む)と記載ありますが、緑化率の規定がございましたらご教示ください。 | 質問No.13参照。 |
| 83 | 入札説明書 | 20 | 7. 技術提案提出書類 | 完成予想図について、方角の指定がございませんが各社提案によると考えてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 84 | 入札説明書 | 21 | 7. 技術提案提出書類 | 提出方法としては、①～④を一冊のA4ファイルに収めて提出するという形でよろしいでしょうか。 | 質問No.15参照。 |
| 85 | 入札説明書 | 23 | 4. (4)契約保証金 | 「成田市財務規定による」について、当該既定の「第91条 施行令第167条の7 第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額に相当する額とする。」としてよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 質問等 | 回答 |
|----|-----|---|----------|---|--|
| 86 | 様式集 | - | 様式3-①、② | 参加申請時に様式3-①、②を提出することになっていますが、ここでいう委任者がヒアリング開始時に入札書を提出する者の場合、入札直前に体調不良等で変更が余儀なくされたときは別の者を委任するために委任状を再提出することは可能でしょうか。 | 可能とします。 |
| 87 | 様式集 | - | 様式5-④ | 候補者が複数名いる場合、本書は双方について提出して宜しいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 88 | 様式集 | - | 様式9-1~14 | 技術提案書の様式において、提示いただいている様式はあくまで目安と考え、綴じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 89 | 様式集 | - | 様式9-1~14 | 各様式の枚数制限に加え、提案内容を補足する添付資料を別途添付することは可能でしょうか。 | 質問No.12参照。 |
| 90 | 様式集 | - | 様式9-15 | 事業収支計画について、様式が9-15④の1ページのみとなっていますが、内訳・詳細を記載するための様式を別途ご提示される予定でしょうか。 | 様式として用意はありませんが、内訳・詳細に関しては、契約後、詳細な事業収支計画の提出を求めます。技術提案書で提示できる場合はご提示ください。 |
| 91 | - | - | - | 令和2年10月19日付けの見積設計図書の提出依頼時の質問回答書は有効なものと理解してよろしいでしょうか。 | 今回の募集要項を基本としています。 |
| 92 | - | - | - | 令和4年8月5日に公表されました「実施方針に係る質問に対する回答書」の回答内容につきまして、本入札公告においても有効なものと理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |

し尿等の将来予測処理量

排出原単位

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| A | B | C | L/人・日 |
| 2.10 | 1.15 | 2.14 | |
| 変動係数 ⇒ | | | 1.13 |

| 年度 | 要 処 理 量(日平均処理量) | | | | 施設 要処理 規模 (KL/日) | 内 訳 | | | | 浄化槽 汚泥 混入率 (%) |
|----|-----------------|------------------------|------------------------|-------------|---------------------------|--------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|
| | し尿量 (KL/日) | 単独浄化 槽汚泥量 (KL/日) | 合併浄化 槽汚泥量 (KL/日) | 計 (KL/日) | | し尿 (KL/日) | 単独浄化 槽汚泥 (KL/日) | 合併浄化 槽汚泥 (KL/日) | 浄化槽 汚泥計 (KL/日) | |
| R2 | 7.0 | 11.0 | 54.8 | 72.8 | 83 | 8 | 13 | 62 | 75 | 90.4 |
| 3 | 6.8 | 10.5 | 55.3 | 72.6 | 83 | 8 | 12 | 63 | 75 | 90.4 |
| 4 | 6.6 | 10.3 | 55.7 | 72.6 | 83 | 8 | 12 | 63 | 75 | 90.4 |
| 5 | 6.5 | 10.2 | 56.2 | 72.9 | 83 | 7 | 12 | 64 | 76 | 91.6 |
| 6 | 6.3 | 10.0 | 56.4 | 72.7 | 83 | 7 | 11 | 65 | 76 | 91.6 |
| 7 | 6.2 | 9.8 | 56.8 | 72.8 | 83 | 7 | 11 | 65 | 76 | 91.6 |
| 8 | 6.0 | 9.9 | 56.3 | 72.2 | 82 | 7 | 11 | 64 | 75 | 91.5 |
| 9 | 5.9 | 9.8 | 56.4 | 72.1 | 82 | 7 | 11 | 64 | 75 | 91.5 |
| 10 | 5.8 | 9.7 | 56.5 | 72.0 | 82 | 7 | 11 | 64 | 75 | 91.5 |
| 11 | 5.7 | 9.6 | 56.6 | 71.9 | 82 | 7 | 11 | 64 | 75 | 91.5 |
| 12 | 5.6 | 9.5 | 56.7 | 71.8 | 82 | 6 | 11 | 65 | 76 | 92.7 |
| 13 | 5.6 | 9.4 | 56.8 | 71.8 | 82 | 6 | 11 | 65 | 76 | 92.7 |
| 14 | 5.5 | 9.3 | 56.9 | 71.7 | 82 | 6 | 11 | 65 | 76 | 92.7 |
| 15 | 5.4 | 9.2 | 57.0 | 71.6 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 16 | 5.3 | 9.2 | 57.1 | 71.6 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 17 | 5.3 | 9.1 | 57.1 | 71.5 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 18 | 5.2 | 9.0 | 57.2 | 71.4 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 19 | 5.1 | 9.0 | 57.3 | 71.4 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 20 | 5.1 | 8.9 | 57.4 | 71.4 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 21 | 5.0 | 8.9 | 57.4 | 71.3 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 22 | 5.0 | 8.8 | 57.5 | 71.3 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |
| 23 | 4.9 | 8.8 | 57.5 | 71.2 | 81 | 6 | 10 | 65 | 75 | 92.6 |